

横瀬町特定環境保全公共下水道事業
経 営 戦 略

平成29年4月

埼玉県横瀬町

目 次

1 事業への取組	1
2 事業概要	2
(1) 事業の現況	2
① 施設	2
② 使用料	2
③ 組織	3
(2) 民間活力の活用等	3
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	4
3 経営の基本方針	5
4 投資・財政計画(収支計画)	6
(1) 投資・財政計画(収支計画)	6
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	6
① 収支計画のうち投資についての説明	6
② 収支計画のうち財源についての説明	7
③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明	8
(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	9
① 今後の投資についての考え方・検討状況	9
② 今後の財源についての考え方・検討状況	9
③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況	10
5 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	10

団 体 名 : 横 瀬 町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成29年3月

計 画 期 間 : 平成29年度 ~ 平成38年度

1 事業への取組

横瀬町は、都市化の進展や生活水準の高度化、多様化といった時代の変化に伴い、町の中心を流れる清流「横瀬川」をはじめとする公共用水域の水質汚濁の進行、また、道路側溝、小水路等への生活雑排水排出による公衆衛生上の問題を解決するため、下水道の整備に手がけてきました。

昭和62年には「下水道整備計画」を策定し、当町の比較的人口が密集している大字横瀬地域を中心とした約76haについて、特定環境保全公共下水道(以下「下水道事業」という。)の事業認可を取得し、下水道事業に着手しました。

その後、全体計画区域を平成6年11月に約147haに変更し、平成12年からは下水道施設の建設工事に着手しました。このような経過を経て、平成19年3月28日から一部供用開始が可能となり、年々下水道管渠の布設工事を実施し、供用開始区域を広げています。

汚水の処理方式については、施設規模から比較的コンパクトに整備できる好気性ろ床法を採用していますが、より汚水処理の高度化を目指し平成21年2月からは凝集剤を併用して汚水処理を行う「凝集剤添加型好気性ろ床法」に変更しています。これにより、放流水に占めるT-P(リン)の割合を大幅に削減することができ、公共用水域の汚濁防止に努めています。今後は、荒川流域別下水道整備計画で定める放流量1リットル当たりには占めるT-N(窒素)の目標数値に向け汚水の高度処理に着手することが求められていますが、現在の財政状況、また、施設の老朽化に伴い今後増加していく施設維持費を考慮すると、早急に着手することは難しい状況となっています。また、人口減少の流れは深刻な問題となっており、横瀬町特定環境保全公共下水道基本計画(以下「基本計画」という。)で設定している将来人口は大きく減少となる可能性もあることから、収入の大幅な減少が予想され、財政状況はより一層厳しさを増していく状況にあります。

当町の下水道事業は、中山間地域という地域性から効率的な施設整備、運営が難しく、不足する財源については一般会計からの繰入金に頼らなければならない状況となっています。しかし、下水道特別会計は、公営企業の理念のもと、独立採算制に基づいて経営を行うことが求められています。そのため、現在の施設管理運営状況等を改めて見直し、できる限り自立した運営が行えるよう様々な観点から検証を行い、より健全な経営を目指していく必要があります。

2 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成18年度(10年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分	非適用
処理区域内人口密度 (人/ha)	32.0	流域下水道等への接続の有無	無し
処理区数	1区(横瀬地区)		
広域化・共同化・最適化 実施状況 ※1	平成28年4月から、下水道使用料について秩父広域市町村圏組合に上水道使用料と合わせて徴収する事務委託を実施しています。 下水道計画区域以外の区域については、平成26年4月から町が主体となって合併処理浄化槽を維持・管理する浄化槽市町村整備型事業に取り組んでいます。		

※1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指します。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含みます。)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指します。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含みます。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指します。

② 使用料

一般家庭使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 5m ³ まで:1,500円 超過使用料 5m ³ を超えるもの:1m ³ につき100円 (1ヶ月あたりの料金で算定)				
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 5m ³ まで:1,500円 超過使用料 5m ³ を超えるもの:1m ³ につき100円 (1ヶ月あたりの料金で算定)				
その他の使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 5m ³ まで:1,500円 超過使用料 5m ³ を超えるもの:1m ³ につき100円 (1ヶ月あたりの料金で算定)				
条例上の使用料 ※2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,150円	実質的な使用料 ※3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,018円
	平成26年度	3,240円		平成26年度	3,128円
	平成27年度	3,240円		平成27年度	3,134円

※2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいいます。

※3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含みます。)をいいます。

③ 組織

職員数	<p>下水道事業に携わる職員数は平成29年3月時点で4人体制となっています。下水道による汚水処理については、町の比較的人口が集中している大字横瀬地区の一部について事業実施区域とし、その他の地域については、くみ取便槽や単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換推進を実施しています。この事業は浄化槽市町村整備型の事業で、当該浄化槽事業に携わる職員と合わせて4人で事業実施しています。</p>
事業運営組織	<p>平成27年度までは上水道事業と合わせて上下水道課として事業運営していました。平成28年度から上水道については、近隣市町との広域化への取組を進めた結果、1市4町で秩父広域市町村圏組合として事業運営しています。そのため、下水道事業については、平成28年度から建設課下水道グループとして組織運営しています。</p>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	<p>ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)</p>	<p>施設(沈砂池、汚水調整池、最初沈澱池、好気性ろ床、汚泥処理、脱臭等各施設)維持管理運営業務、施設保守点検業務、汚泥等搬出業務、物品管理業務、水質分析業務等については、民間業者と契約を締結し業務委託をしています。</p>
	<p>イ 指定管理者制度</p>	<p>下水道終末処理場の民間委託業務についてはプロポーザル方式により、施設管理運営業務に適した業者を選定しています。現在の形態を継続しながら、将来的には包括的民間委託への移行を検討している状況です。そのため、指定管理者制度については、未検討の状況です。</p>
	<p>ウ PPP・PFI</p>	<p>PPP・PFIについては、人口1万人未満の小規模団体であること等により、PPP・PFI優先的検討規定も現在のところ未整備ですが、今後制度導入が適するか等について検討していきます。</p>
資産活用の状況	<p>ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)</p>	<p>エネルギー利用については、施設の大規模改修が必要であり、当施設規模から大きな費用対効果が見込めないため、検討していません。</p>
	<p>イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)</p>	<p>収入増につながるような未利用土地、施設はない状況です。</p>

※2 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含みます。)を用いた収入増につながる取組を指します。

※3 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指します(単純な売却は除きます。)

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析：別紙 1

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について)(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付します。

平成28年度に策定・公表を行った「経営比較分析表」については、平成23年度から平成27年度までの決算状況について記載しています。

収益的収支比率は、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。横瀬町の収益的収支比率を見ると、年々比率が下がり赤字が増加している傾向にありましたが、平成27年度には対前年と比較して6.46ポイント改善しています。施設維持管理費は増加傾向にありますが、供用開始区域が広がったことによる使用料の増などが要因です。

企業債残高対事業規模比率は、料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。下水道事業における資本費に対する繰出基準に基づき、地方債償還に要する資金の全部を一般会計で負担することにより、平成27年度については0%となっています。

経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。当比率は、平成23年度から50%前後で推移しており、大きな変化はありません。類似団体の平均値については、ここ数年低下傾向にあり、平成27年度については、類似団体の平均値を上回る回収率となりました。

汚水処理原価は、有収水量1m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。汚水処理費の増により、平成24年度から年々増加傾向にありましたが、平成27年度については、前年度をわずかに下回る原価となりました。

施設利用率は、施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理能力の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。当比率については、50%を下回る低い水準ですが、類似団体と比較するとそれを上回る利用率となっています。今後は計画区域の将来分析を行い、施設の遊休状態をできるだけ解消していく必要があります。

水洗化率は、現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。当比率は、類似団体と比較して高い水準となっています。今後、処理区域内の戸別訪問を行うなど対策を講じ、水洗化率を高め、使用料収入の適正な確保につなげていく必要があります。

下水道終末処理場については、施設稼働後10年を経過することから、新たに発生する処理場の各施設、ポンプ等設備の更新など施設維持管理費が今後大幅に増となることが見込まれます。そのため、現状の経営状況では、ますます赤字が増加していくことが予想されます。将来的に厳しい財政運営が想定されることから、効率的な施設運営に心がけ、適正な財源の確保に努めていくことが必要となります。

経営比較分析表の内容については表右側記載の分析欄に記載していますが、各分析値の確認だけでなく類似団体との比較が容易にできることから客観的に経営状況を把握できるため、今後も、適正に活用し下水道事業運営に役立てていきます。

3 経営の基本方針

○費用対効果を意識した体制づくり

下水道事業については、平成19年3月の供用開始から年々整備区域を広げ、現在も管渠の布設整備を継続的に実施している状況です。横瀬町特定環境保全公共下水道事業計画(以下「事業計画」という。)では、事業計画区域の拡大に伴い下水道終末処理場の施設の増設を予定していますが、今後の人口減少による収入見込みの減など財政状況はますます厳しい状況にあります。このような状況から、職員一人一人が費用対効果の意識を常に持ち、効果が見込めない事業については見直しを検討するなど、組織全体でより効果的な経営形態を築くような体制づくりを行います。

○効率的な施設運営

下水道終末処理場や各マンホールポンプ場といった施設管理・運営については、現在、民間企業と契約を締結し委託実施している状況です。民間企業の施設管理従事者は、高度な専門知識を有するため、効率良く施設管理を行っており、問題発生の際には昼夜問わず適切な対応を早急に実施しています。施設管理運営形態については、指定管理者制度やPPP・PFIなどの手法があり、国・県もその手法について推進している状況ですが、1万人を下回る人口や中山間地域という地形により効率的な施設運営が難しいことなどから、現時点では民間業者への委託による施設管理・運営を基本とします。しかし、将来的には、包括的民間委託、PPP・PFI導入などの検討を行い、どのような形態が町にとって一番メリットがあるかを見極め、適切な施設管理・運営方法を見いだしていく予定です。

○負担の適正化

現在の使用料については、下水道整備に係る受益者分担金を求めないといった事等を総合的に判断し、下水道事業開始当初から設定したものです。使用料の金額については、過去の経緯や使用料の見直しを行うまでの手続き、調整等に相当な期間を要することから、現時点での使用料の見直しは難しい状況にあります。

しかし、下水道終末処理場の各施設・設備については下水道供用開始後10年を経過する状況から、今後増加する施設維持管理費などを考慮し、改めて使用料を見直すことも必要な時期にきています。今後は、様々な角度から使用料の算定を行い、事業内容に適した形で収入の確保を図っていきます。

○確実な収入の確保

下水道事業に係る使用料の収納状況については、現年度分で99%を超える状況にあります。年度末までに収納できなかった使用料についても、早い段階で確実に納付されており、ほぼ100%の使用料収納ができています。しかし、供用開始した地域において、未だ下水道に接続していない世帯もあり、平成28年4月時点の接続率は80%程度となっています。そのため、今後は未接続世帯への戸別訪問を行い、接続に向けた働きかけを行うなど、下水道への接続率向上に努めていきます。

○事業計画の見直し

現在の事業計画は、平成25年3月29日に県知事との協議が終了したもので、当事業計画では事業区域を97haから121haに変更しています。下水道管渠布設面積に比例して事業計画区域も拡大されるわけですが、最終的な全体計画区域は147haとなっています。これについて、今後の経営状況や下水道計画区域以外の区域で現在町が推進している浄化槽市町村整備型事業との整備状況等を総合的に判断し、最も経済的で効果のある方策を検討し、事業計画の見直しに反映していきます。

4 投資・財政計画

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙2

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

現在町が進めている下水道事業については、基本計画により計画目標年次を平成36年度としていることから、未整備区域について着々と面整備を行い供用開始区域を広げている状況です。既に県知事との協議により認められている事業計画区域は121.4haですが、目標とする処理区域は147haであり、未協議の25.6haについても今後事業計画の見直しを行い、県知事との協議を経て整備を進める予定です。

供用開始区域が広がることで、下水道終末処理場への汚水の流入量が増加していくため汚水処理量に対応した処理施設の整備が必要となります。収支計画では、各年度で必要性が見込まれる施設整備費や施設維持費等を算定し事業費に反映させたものとなっています。

○下水道終末処理場の建設、更新に関する事項

今後、汚水処理量の増加に伴い、現計画では新たな床等の建設・整備が必要となります。基本計画では日最大汚水量の算定を行い、平成31年度には新たな床の設置が望ましいとされていますが、事業の進行状況や現時点における日平均汚水処理量などを総合的に判断し、収支計画では平成32年度に事業実施設計を行い、33年度及び34年度にかけて施設増設に係る計画を見込み、事業費を算定しています。

また、下水道終末処理場の施設整備・更新については、耐用年数等を考慮し定期的にオーバーホール等修繕や更新を個々の施設ごとに算定し、事業費に反映させています。下水道終末処理場は、平成19年の供用開始後10年を経過することから、今後施設の更新に係る経費が増となることを見込まれます。そのため、ストックマネジメントの考えを取り入れ、施設の長寿命化に向けた取組を進めていきます。

○管渠及びマンホールポンプ施設整備に関する事項

収支計画では、基本計画の目標年次である平成36年度にかけて、面整備が完了していない区域の整備を行う計画となっていますが、その主な事業内容は管渠の布設及びマンホールポンプ施設の整備事業となっています。事業費については、過去の実績値を参考に算定していますが、管渠については整備延長を年800m弱程度、マンホールポンプ施設については土地の形状等により変更となることを見込み、平成36年度にかけて事業費に反映しています。

また、管渠布設後の道路の路面復旧については、管渠を布設した当年度に実施することもあります。管渠布設に係る工事期間等の関係から翌年度に整備するケースもあります。計画では平成36年度に最終の管渠布設を実施することになっていますが、平成37年度にも事業費が発生しているのは管渠布設後の道路舗装復旧費を見込んでいるためです。

○下水道終末処理場の管理・運営形態に関する事項

下水道終末処理場の管理・運営形態については、PPP・PFIの必要性も考えられますが、「3 経営の基本方針」でも記載したとおり、現時点では事業に精通している民間事業者への一部業務委託方式により事業費を見込んでいます。事業費については、現在の委託状況を反映させていますが、今後、PPP・PFIや包括的民間委託を実施することで、人件費も含めた事業費の削減が見込める場合には、施設管理・運営形態の変更も視野に入れ収支計画へ反映させていきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

収支計画の財源については、平成36年度までの計画期間について、国からの補助金と交付税措置が見込まれる有利な町債をできる限り活用して事業運営を行う計画です。下水道終末処理場などの各施設・設備等は供用開始後10年を経過することから、施設の老朽化に伴い、今後維持管理経費が増となることが確実に見込まれる状況です。そのため、効率的な事業運営に努め、適正に財源の確保を図っていく必要があります。

○企業債に関する事項

平成32年度から平成34年度にかけては下水道終末処理場のろ床等増設工事を見込んでいます。また、平成36年度までの計画期間では管渠布設やマンホールポンプ施設整備といった面整備も継続して実施する計画であり、将来への受益者に対する負担の均衡といった考え方を基本として、できる限り町債の借入れを行う予定です。借入れについては、これまで同様、国(財政融資)及び地方公共団体金融機構からの借入れを中心と考えますが、将来にわたる財政負担が過度なものとならないように財政健全化の数値を参考として適正に借入れを行っていきます。

○補助金の活用に関する事項

平成36年度までの計画期間までは継続的に面整備を進めていくことから、整備計画に基づき国の社会資本整備総合交付金をできる限り活用していきます。収支計画では、事業費に応じた補助金を算定し計上していますが、事業費には単独事業として整備する箇所もあり、そのような場合には町債と町単独事業費で対応しています。

○繰入金に関する事項

現在の下水道特別会計の事業運営については、一般会計からの繰入金に大きく依存している状況となっています。管渠等整備に係る事業については、国補助金と町債を主な財源として実施していますが、増加する維持管理費については受益者からの使用料では賅えきれず、一般会計からの繰入金で対応している状況です。繰入金については、国が示す繰入金の基準に基づいて実施していますが、基準外の繰入金も多く、平成27年度は繰入金の44%が基準外となっています。将来に向けて基準外の繰入金を減らす必要がありますが、収支計画では、10年後に基準外の繰入金を「0」とする計画としています。

○使用料の見直しに関する事項

下水道終末処理場の各施設・設備は下水道供用開始後10年を経過し、施設の老朽化に伴い施設維持管理費の増が見込まれ、改めて使用料を見直すことも必要な時期にきています。しかし、使用料の見直しには、受益者に十分な理解を求め、議会の了承、受益者への周知に相当な期間を要することから、現時点での使用料の見直しは難しい状況にあります。

そのため、収支計画では、見直しまでの検討期間を十分に設けて、基本計画の目標年次である平成36年度以降において、使用料の従量に応じた部分を一部見直すことを想定して算定してあります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

収支計画は、平成29年度から平成38年度までの投資に係る事業費と収納が見込める財源について、各年度ごとに経費の算出、シミュレーションによる有収水量を基に使用料算定を行い作成しています。投資に係る事業費については、基本計画目標年次終了の翌年度まで継続して多額の経費が見込まれますが、事業区域を広げていくと同時に、下水道終末処理場や区域内の施設運営経費等についても事業運営費が継続して増となることが見込まれます。また、人件費については、平成29年度時点の職員給与費を参考として算出してあります。

○職員給与費に関する事項

職員給与費については、平成29年度時点の職員給与費を基準として算定しています。給与費については、給料や手当などその年度により昇格や昇給などで変更となることもあり、将来の収支計画では昇給などについて反映させる考えもありますが、職員については異動もあり、配置される職員の状況により様々なケースがありますので、当収支計画では平成29年度時点を基準に算定してあります。

ただし、平成36年度には目標年次である計画期間が終了となるため、平成37年度以降事業費が大幅に減となります。そのため、平成38年度の給与費については、人件費が減となることを想定して対前年に比べ給与費の減を見込んで算出しています。

○修繕費に関する事項

下水道終末処理場は、平成19年3月の稼働から10年を経過する状況にあり、処理場内の各施設、設備等についても老朽化が目立つ状況となっています。施設内の各ポンプ等設備については、設備への負担軽減や緊急時の対応等様々な要因から基本的に2基設置されており、交互運転を実施して汚水処理を行っています。しかし、各設備は毎日稼働するものであり、バルブ等への負担は日々蓄積されることから、設備に致命的な損傷を与える前にオーバーホール等修繕を行うことが必要です。

このような状況から、収支計画では、各施設、設備等について定期的なオーバーホール等修繕を見込み、事業費に反映しています。耐用年数については参考としていますが、必要な場合には更新に係る経費も見込んで事業費に反映しています。

○動力費に関する事項

動力費については、面整備が進み供用開始区域が広がるに比例して増となることが見込まれます。そのため、過去の実績を参考としながらも、定期的に増分を見込み、収支計画に反映しています。特に、新たな床を整備するなど、施設に大きな変更がある場合などは、その見込んだ経費について計画に適正に計上しています。

○薬品費に関する事項

下水道終末処理場の汚水処理方式は当初好気性ろ床法により実施していましたが、平成21年2月からはPAC等凝集剤を使用する凝集剤添加型好気性ろ床法に変更しています。凝集剤を併用することで、特に処理場からの放流水に占めるT-P(リン)の割合を大幅に削減でき、より河川水質の向上に努めていますが、流入水の増加に伴い凝集剤の投入量も年々増加することになります。また、処理水の増加に伴い各薬品費の増も見込まれることから、当該経費についても事業費に反映して計上しています。

○委託費に関する事項

委託費において大半を占めるのは、施設管理・運営に係る経費です。これについて、現在は業務に精通した民間事業者の一部委託して実施していますが、現時点で当該業務を変更する予定はないことから、収支計画では実績事業費を参考として計上しています。また、目標年次までの事業計画の変更や投資事業に係る設計委託費等も見込まれることから、当該経費についても、収支計画に必要経費を計上しています。

(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p>町上水道事業については、人口減少や節水型社会への移行に伴い料金収入の減少が見込まれることに加え、老朽浄水場等の施設や管路の更新、大規模災害時等に備えた耐震化、応急給水及び応急復旧対策等の財源確保の必要など想定される様々な状況から、平成28年度より広域化を実現しています。下水道事業においては、現時点では広域化・共同化・最適化に向けて検討はしていません。</p>
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>町下水道事業については、平成19年3月の供用開始以降、面整備を継続して実施しており、管渠布設等に係る投資面において町債を活用しています。基本的に、期間については30年償還を基本として借入れを行っていますが、下水道終末処理場など施設の種類によっては30年を超える耐用年数が大半です。当該耐用年数等から将来への受益者負担の均衡化なども考慮し、また、長寿命化など国の動向を注視しながら、今後は資本の平準化についても検討していきます。</p>
<p>民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI)</p>	<p>下水道終末処理場の管理・運営については、現在施設運営に精通した民間業者に一部委託して実施しています。今後は包括的民間委託を検討していきますが、PPP/PFIのメリット等も検討し、今後町にとって最も効果的で効率的な方策を選定していきます。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>公営企業については、独立採算制の考えを基本としていることから、健全な経営を維持し効率化を図りながら運営に係る経費についてはできる限り受益者からの使用料で賄う事が基本となっています。使用料については、平成37年度からの見直しを計画に盛り込んでいますが、当該使用料の見直しだけでなく、施設運営に係るコスト削減に努めることがその前段にあります。ストックマネジメントの整備により施設の長寿命化を図ることが今後重要となりますが、常に運営に係るコストについては意識を置き、施設の長寿命化に合わせてコスト削減を最適な形で実現する方策を検討していきます。</p>

② 今後の財源についての考え方

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<p>使用料については、収支計画で平成37年度から見直し後の試算額を計上しましたが、それ以外の年度においても、基準外繰入金の減を念頭に、定期的にシミュレーションを行います。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>下水道供用開始区域では下水道への接続が原則ですが、各家庭の状況により未だ下水道に接続していない世帯もあります。下水道利用に係る財源を確実に確保する観点から、今後は下水道未接続世帯への戸別訪問を頻繁に行うなど、下水道利用による財源の確保に努めます。</p>

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)</p>	<p>包括的民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIについては、現時点でその活用を検討していませんが、今後町にとって最も適正な施設運営形態の導入を検討していきます。</p>
<p>職員給与費に関する事項</p>	<p>職員給与費については、施設維持管理事業及び投資事業に携わる職員を基準として算定しています。当該給与費については平成38年度には見直しを見込んでいますが、各年度の事業内容によっては、職員に係る負担も大きく変動します。そのため、今後の事業内容の変化により職員数が増減した場合には、適正な職員給与費を算定し収支計画に反映していきます。</p>
<p>動力費に関する事項</p>	<p>動力費については、污水处理区域の拡大などに合わせ実績を参考に増加分を反映して算出していますが、電力の自由化など社会状況の変化に伴い、町にとってより有利な形態を選択するなど経費の削減についても検討していきます。</p>
<p>薬品費に関する事項</p>	<p>薬品費については、汚水流入量の増に合わせ、将来に向け増額を見込んでいます。現在は、毎年同様の薬品を利用しているため、収支計画の経費についても実績値を参考としていますが、今後は包括的民間委託などを導入した場合のより経済的な方策についても検討していきます。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>施設、設備等修繕については、修繕計画に基づき定期的を実施することで、その長寿命化が図られています。修繕計画については、施設、設備の耐用年数等を参考に作成していますが、適正な時期については、定期的な日常点検が重要になります。今後も日常点検を適正に行い、施設・設備の長寿命化を図るため定期的な修繕を実施し、経費の節減に努めていきます。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>委託費については、業務内容により業者への委託を実施すべき業務、職員でも実施できる業務を見極め、安易な委託に頼ることなく、事業費の削減に向け今後十分な検討を行い、事業費に反映していきます。</p>

5 経営戦略の事後検証、更新に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、更新等に関する事項</p>	<p>経営戦略については、策定後定期的な見直しを行います。特に現事業計画については、平成31年度に見直しを予定しており、状況によっては前倒しで見直すことも必要となります。経営戦略は、基本的に3年に1度の見直しを行いますが、事業計画などの変更があった場合には、変更内容を当経営戦略に反映するように、状況によりその都度見直しを行っていきます。</p> <p>また、進捗状況(モニタリング)は毎年度実施し、事後検証、更新を適切に行っていきます。</p>
----------------------------	---

経営比較分析表

埼玉県 横濱町	業種名 法非通用	事業名 特定清掃保全本下水道	類似団体区分 D3	人口 (人) 8,656	面積 (km ²) 49.36	人口密度 (人/km ²) 175.36
	黄金不足比率 (%) 39.08	自己資本構成比率 (%) 99.33	有収率 (%) 3.240	処理区域内人口 (人) 3,360	処理区域面積 (km ²) 1.05	処理区域内人口密度 (人/km ²) 3,200.00
	該当数値なし	該当数値なし	該当数値なし			

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

①収益的収支比率 (%)

「単年度の収支」

②累積次損金比率 (%)

「累積次損」

③流動比率 (%)

「支払能力」

④企業債残高対事業総比率 (%)

「債務残高」

2. 老朽化の状況

⑤経費回収率 (%)

「料金水準の適切性」

⑥汚水処理原価 (円)

「費用の効率性」

⑦施設利用率 (%)

「施設の効率性」

⑧水洗化率 (%)

「使用料対象の補償」

3. 管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況

⑨管渠老朽化率 (%)

「管渠の老朽化の状況」

⑩管渠改善率 (%)

「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

① 収益的収支比率は、近年赤字が増加している傾向にあるが、平成27年度は、下水道事業の特定清掃保全本下水道の収益が改善したため、流動比率が向上している。また、下水道事業の特定清掃保全本下水道の収益が改善したため、流動比率が向上している。また、下水道事業の特定清掃保全本下水道の収益が改善したため、流動比率が向上している。

② 累積次損金比率は、近年赤字が増加している傾向にあるが、平成27年度は、下水道事業の特定清掃保全本下水道の収益が改善したため、累積次損金比率が低下している。また、下水道事業の特定清掃保全本下水道の収益が改善したため、累積次損金比率が低下している。

③ 流動比率は、近年低下している傾向にあるが、平成27年度は、下水道事業の特定清掃保全本下水道の収益が改善したため、流動比率が向上している。また、下水道事業の特定清掃保全本下水道の収益が改善したため、流動比率が向上している。

④ 企業債残高対事業総比率は、近年増加している傾向にあるが、平成27年度は、下水道事業の特定清掃保全本下水道の収益が改善したため、企業債残高対事業総比率が低下している。また、下水道事業の特定清掃保全本下水道の収益が改善したため、企業債残高対事業総比率が低下している。

2. 老朽化の状況について

当町の公本下水道は、平成19年度より供用開始しており、施設及び管渠の老朽化は深刻化している。そのため、このままでは施設の老朽化による更新が急務であり、早急な老朽化対策の進捗状況を確認し、更新の進捗状況を把握し、適切な更新策を講ずる必要がある。また、下水道事業の特定清掃保全本下水道の収益が改善したため、更新策の進捗状況を把握し、適切な更新策を講ずる必要がある。

3. 管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況

管渠の更新投資は、平成26年度に全体計画区域内における下水道事業の更新が完了し、その後は施設の維持管理が中心となる計画である。水質の改善や住民生活の向上を図るため、下水道事業の特定清掃保全本下水道の収益が改善したため、更新策の進捗状況を把握し、適切な更新策を講ずる必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値等を表示していません。
 ※ 平成23年度から平成29年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業総比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画
(収支計画)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	
															(単位:千円, %)
収支再差引	(E)+(I)	2,828	△ 584	△ 4,442	△ 1,847	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,731
積立金	(K)														
前年度からの繰越金	(L)	11,111	13,939	6,289	1,847	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金	(M)														
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	13,939	13,355	6,289	1,847	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,731
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)														
実質収支	(P)	13,939	13,355	6,289	1,847	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,731
(N)-(O)	(Q)														
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$														
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	71	69	62	63	64	63	62	63	62	62	60	61	63	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)														
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	36,719	37,009	40,510	41,305	42,560	42,900	44,040	44,110	45,210	44,110	76,950	84,630		
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$														
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)														
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)														
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)														
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$														
他会計借入金残高	(W)														
他会計借入金残高	(X)	1,306,433	1,293,364	1,258,168	1,236,614	1,236,876	1,299,876	1,360,283	1,373,341	1,369,935	1,318,976	1,245,728			
他会計繰入金															
年度															
区分		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度		
収益的収支分		71,297	78,592	57,362	55,686	58,218	62,431	60,113	55,704	58,855	57,328	24,264	22,977		
うち基準内繰入金		34,257	33,899	32,919	31,258	30,202	29,125	28,093	27,227	26,347	25,332	24,264	22,977		
うち基準外繰入金		37,040	44,693	24,443	24,428	28,016	33,306	32,020	28,477	32,508	31,996	0	0		
資本的収支分		70,960	72,919	76,302	99,409	103,956	81,640	75,946	78,540	80,753	81,970	77,900	73,248		
うち基準内繰入金		48,842	51,469	53,188	55,008	56,554	59,238	62,000	64,593	66,442	68,406	70,958	73,248		
うち基準外繰入金		22,118	21,450	23,114	44,401	47,402	22,402	13,946	13,947	14,311	13,564	6,942	0		
合計		142,257	151,511	133,664	155,095	162,174	144,071	136,059	134,244	139,608	139,298	102,164	96,225		

○他会計繰入金